

# 体験農場の利用に関する事項

- 1 野菜・花以外は、植えないこと。
  - 2 近隣住民、隣接農地所有者及び他の区画利用者に対し、迷惑をかけること。
    - ① 雑草の除草は、定期的に行い、他の区画利用者に迷惑をかけること。
    - ② 除草剤は、使用しないこと。
    - ③ 除草した草、ゴミ、野菜くず、農業資材又は農具等は、区画内、通路、空きスペース等に放置せず持ち帰ること。
    - ④ 農具等は、自己の責任において管理し、その都度持ち帰ること。
    - ⑤ 農場内においては、火気を使用しないこと。
  - 3 貸付けを受ける権利を利用者以外の他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
  - 4 農具、水、種苗、肥料等必要なものは、全て自己が負担すること。
  - 5 貸付期間は、令和5年12月31日までとするが、土地所有者の都合その他やむを得ない事情により、貸付期間中であっても、貸付けを終了することがあること。
  - 6 貸付期間が満了したとき、又は貸付期間内において本事項に違反し、貸付けを取り消されたときは、当該農地を原状に復し返還すること。
  - 7 入場料は、令和4年度・令和5年度共に、20㎡(40㎡)区画で、3,150円(6,300円)とする。なお、令和5年度は9か月となるが、同料金を納入するものとする。
  - 8 入場料は、納期までに納入すること。
  - 9 既に納めた入場料については、原則として還付されないこと。
  - 10 代表者が責任及び支払義務を負うこと。
  - 11 水道施設等一切の施設は、設置しないこと。
  - 12 耕作権、借地権等一切の権利を有しないものであること。
  - 13 近隣住民、隣接農地所有者及び他の区画利用者とのトラブルは、当事者間で解決すること。
  - 14 営利を目的として作物を栽培しないこと。
- ※上記に違反した場合、貸付が取り消されることがあります。

上記のことについて異論ありません。